

中心市街地活性化協議会運営等への協力

ネットワーク構築・創出の取組み

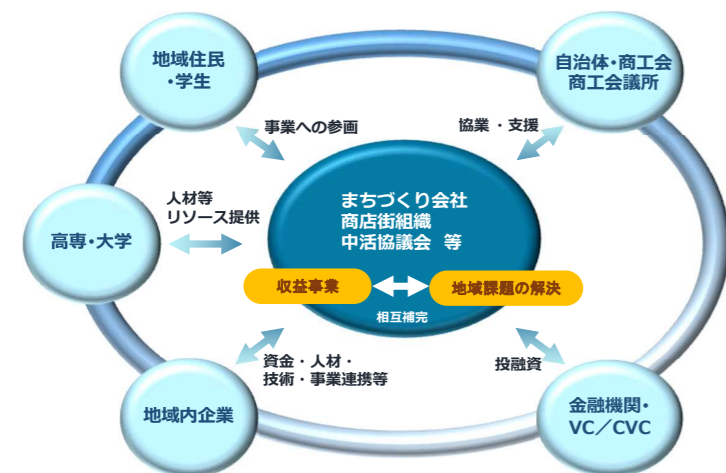
- ・法律に基づく中心市街地活性化基本計画の認定を検討している地域、認定を受けている地域、認定を受けたことがある地域及び同等の計画を策定し実行している地域の**中心市街地活性化協議会**
- ・エリア価値の向上に取り組む**商店街等組織・まちづくり会社等**
- ・市区町村の地域組織（**商工会議所・商工会等**）



協議会運営、基本計画及び中心市街地の状況や課題把握、中小機構の支援事業紹介等のため、訪問活動等を行っています。まちづくりのこと、なんでもご相談ください。
※オンラインでのご相談にも対応しています。

協議会等訪問までの流れ

協議会総会等の開催案内（オブザーバー依頼等）
協議会等からのお電話等
機構から協議会等へのお電話等



まちづくり(商業活性化等)の体制イメージ
※中小企業庁資料に基づき作成

中心市街地活性化協議会支援センター

まちづくり、ヒトづくり、きっかけづくり。

まちづくりの活動を支援する情報サイト



中心市街地活性化協議会支援センターは、中心市街地活性化法第15条第7項及び第8項の規定に関連し、経済産業省・中小企業庁並びに日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会の4団体及び中小企業基盤整備機構により、各地の中心市街地活性化協議会を支援するための組織として2006（平成18）年に中小企業基盤整備機構内に設置されました。

ウェブサイト の運営

さまざまな中心市街地活性化の課題解決のヒントとなるまちづくり事例、商店街等活性化事例、関連する補助金等の施策情報を掲載しています。また、メールマガジンを配信しています。

<https://machi.smrj.go.jp/>

メルマガ登録歓迎★



まちかつ

協議会等ネットワークの構築支援

協議会や商店街等の交流、活動促進のため、勉強会等を開催しています。

協議会の設立・運営等に関する相談対応

メール・電話等による中心市街地活性化協議会の設立・運営に関する手続きや事例紹介など、相談対応しています。



1 まちづくりオンライン相談 無料

まちづくりや商店街の活性化について簡便に専門家の助言を受けたい方へ

2 巡回型支援 無料

地域課題の整理や方向性検討等に対して、実際に専門家に現地を見てもらいながら助言を受けたい方へ

3 パッケージ型支援 無料

地域のビジョン策定・事業推進・体制整備に複数の専門家の助言を受けたい方へ

4 アドバイザー派遣 3回/年度まで 無料

中心市街地活性化の課題に専門家の助言を受けたい方へ

このパンフレットのお問い合わせは
〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
独立行政法人 中小企業基盤整備機構
高度化事業部 まちづくり推進室

TEL.03-5470-1632 FAX. 03-3578-3372
E-mail machi-support1@smrj.go.jp

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
独立行政法人 中小企業基盤整備機構内
中心市街地活性化協議会支援センター

直通TEL.03-5470-1623
(年末年始・祝日を除く月～金 10:00～17:00)
E-mail kyogikai@smrj.go.jp

ご利用の手引き・申込書式をウェブサイトに掲載しています。
https://www.smrj.go.jp/supporter/urban_vitalization/index.html

 中小企業の価値を、日本の原動力に。

中小機構 まちづくり



詳しくは次ページ以降へ



1 まちづくりオンライン相談

無料

まちづくりや商店街の活性化について簡便に専門家の助言を受けたい方へ

ご利用（お申込み）頂けるのは
 中心市街地・商店街等診断・サポート事業の目的を理解し、まちづくりや商店街の活性化に取り組んでいる、またはこれから取り組もうとしている以下の方が対象です。
 ・地域支援機関（商工会議所・商工会等）
 ・地域活性化に取り組む者（商店街等組織・まちづくり会社等）
 ・**中心市街地活性化協議会**
 ・認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者（中心市街地活性化法第7条第9項、第42条）

※3回以内/年度（2時間以内/回）までご利用可能です。
 ※ご利用には申込が必要です。

2 巡回型支援

無料

地域課題の整理や方向性検討等に対して、実際に専門家に現地を見てもらいながら助言を受けたい方へ

ご利用（お申込み）頂けるのは
 中心市街地・商店街等診断・サポート事業の目的を理解し、地域課題の解決やエリアの活性化に向けて取り組む以下の方が対象です。
 ・地域支援機関（商工会議所・商工会等）
 ・地域活性化に取り組む者（商店街等組織・まちづくり会社等）
 ・**中心市街地活性化協議会**
 ・認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者（中心市街地活性化法第7条第9項、第42条）

課題整理 方向性検討

※最大3回/年度までご利用可能です。
 ※ご利用には申込が必要です。
 ※申込後、オンラインで専門家による事前ヒアリングを実施します。

3 パッケージ型支援

無料

地域のビジョン策定・事業推進・体制整備に複数の専門家の助言を受けたい方へ

ご利用（お申込み）頂けるのは
 中心市街地・商店街等診断・サポート事業の目的を理解し、地域課題の解決やエリアの活性化に向けて取り組む以下の方が対象です。
 ・地域支援機関（商工会議所・商工会等）
 ・地域活性化に取り組む者（商店街等組織・まちづくり会社等）
 ・**中心市街地活性化協議会**
 ・認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者（中心市街地活性化法第7条第9項、第42条）

ビジョン策定 事業推進 体制整備

※審査により最大3事業年度まで継続利用が可能です。
 ※ご利用には公募期間での応募（お申込み）が必要です。
 ※外部審査委員会における審査をもって採択を決定します。

4 アドバイザー派遣

3回/年度まで 無料

中心市街地活性化の課題に専門家の助言を受けたい方へ

ご利用（お申込み）頂けるのは
 中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画の認定を検討している地域（協議会の設立を検討している地域を含む）、認定を受けている地域、認定を受けたことがある地域及び同等の計画を策定し実行している地域の**中心市街地活性化協議会**です。

協議会組織 中活事業

※法律に基づく基本計画の認定地域は5回/年度まで無料です。
 ※有料派遣を含め最大10回/年度までご利用可能です。
 ※ご利用には申込が必要です。中小機構の採択会議における審査をもって採択を決定します。

